

監査委員告示

枚方市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年5月1日

枚 方 市

監査委員 勝 山 武 彦

監査委員 久 野 邦 広

監査委員 岡 沢 龍 一

監査委員 大 塚 光 央

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

（1）平成24年4月24日付け健総第19号

（2）平成24年4月26日付け福総第32号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

（1）平成24年4月24日

（2）平成24年4月26日

3. 監査の結果に関する報告

平成23年12月28日付け枚監査第176号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）指摘・改善事項（概要）及び措置内容

《国民健康保険課》

○資金前渡金の管理について

9,500,000円の現金が資金前渡金として一旦簿外の管理になることは、誤謬や不適切処理などのリスクが高くなると考えられる。今回確認された精算時の過大な戻入処理が平成16年度に行われていたにもかかわらず、現在まで何の処理もなされていなかったことを踏まえ、資金前渡金に関する現金取扱いの事務処理を改善し、再発防止に向けた対策を講じるよう指摘する。

（措置内容）

概算払いの資金前渡の精算時における事務上の過誤により、平成16年度で決算されていない歳出があることから、平成23年度の決算に計上する。

具体的には、3月分の精算時に、平成16年12月分の錯誤分として歳出予算を執行した。

今後は日次精算時に、国民健康保険課で保管する明

細書（還付）または申請書（高額療養費等）と、りそな銀行から戻ってくる払戻請求書（還付）または領収書（高額療養費等）を、資金前渡受付集計一覧表と突合する。月次精算時に、各費目の資金前渡出納簿をまとめ、通帳記載内容、残高と突合する。

以上のように、日次と月次で通帳を含めて書類突合を行うことにより資金前渡金の誤謬防止に努めていく。

《高齢社会室》

○介護保険給付における受領委任払いについて

介護保険法上は償還払いになっている高額介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費について、受領委任払いの取り扱いを行うには、要綱等に基づく受領委任行為の確認が必要である。高額介護サービス費については、要綱が設置され、受領委任行為が適切に確認されていたが、住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任行為の確認が十分とはいえなかった。住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについても適切な事務処理を行うよう指摘する。

（措置内容）

受領委任払いによる支給について定めた「住宅改修費の支給手続に関する要綱」「福祉用具購入費の支給手続に関する要綱」を平成24年3月30日に制定し、要綱に基づく受領委任行為の確認を行っている。